

資 料

(税制改革関係)

目 次

平成16年度与党税制改正大綱（平成15年12月17日）（抜粋）	1
年金制度改革に関する政府・与党協議会（平成15年12月17日）で了承された 平成16年年金制度改正の主要事項	3
三位一体の改革について	5
税制改革の経緯	12
あるべき税制の具体化の方向―税制調査会答申の指摘（抄）―	13
諮問（平成15年10月6日）	17

平成 16 年度与党税制改正大綱(平成 15 年 12 月 17 日) (抜粋)

第一 持続可能な社会保障制度と地方分権の推進を支える税制の確立を目指して

今、わが国は、構造改革を着実に進め、活力ある経済社会を実現していくため、多くの基本的な課題に取り組まなければならない。

第一は、少子高齢化社会における年金、医療、介護等を抜本的に再構築し、持続可能で国民が信頼できる社会保障制度を確立していく必要がある。特に年金制度については、平成 21 年度までに基礎年金の国庫負担割合を段階的に 2 分の 1 に引き上げるための安定した税財源を確保する。

その際、税と社会保険料負担を合わせた国民負担の水準を抑制し、将来にわたってわが国経済社会の活力を維持するようにつとめる。

第二は、「国から地方へ」の考え方に立ち、地方の自立と地域経済の発展を目指して、真の地方分権を推進し、地方自治の確立を図っていく必要がある。特に、平成 18 年度までに、約 4 兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減等を行うとともに、地方交付税の見直しと地方への税源移譲を行う「三位一体改革」を進めることが求められている。

その際、地方行革を徹底して進め、地方財政の健全化を図っていくことが重要である。

こうした諸課題を解決するため、むこう数年間のうちに、次のような税制の抜本改革に取り組むこととする。

- 1 平成 16 年度税制改正において年金課税の適正化を行う。この改正により確保される財源は、平成 16 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合の引上げに充てるものとする。
- 2 平成 17 年度及び平成 18 年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成 17 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。
- 3 国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、平成 18 年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとする。この本格的な税源移譲

を実現するまでの間の暫定的措置として、平成 16 年度税制改正において所得譲与税を創設し、所得税の一部を税源移譲する。

- 4 平成 19 年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。

年金制度改革に関する政府・与党協議会（平成 15 年 12 月 17 日）で了承された 平成 16 年年金制度改革の主要事項

公的年金制度を将来にわたり持続可能で安定的なものとし、国民の老後生活の支えとしてふさわしい役割を担うことができるよう、平成 16 年年金制度改革を断行するものとし、その基本となる国庫負担とその財源措置、給付水準及び保険料負担水準等について以下のとおりとする。

1. 基礎年金の国庫負担

- (1) 基礎年金の国庫負担割合については、国民年金法等の本則において2分の1と規定し、平成21年度までに適用する。

これは、平成19年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障全般の改革の動向等を勘案し、所要の安定財源を確保する税制の抜本改革を行った上で施行する。

- (2) 当該国庫負担割合の引上げは、当面、平成16年度税制改正における年金課税の見直しによる増収分（交付税控除後の国分）を財源とし、平成16年度から着手する。

このため、国庫は、平成16年度は3分の1に当該初年度の増収分を加えた額、平成17年度以降は3分の1に当該増収分（平年度分）を加えた一定率を負担する。

さらに、平成17年度及び18年度において、国庫負担の割合を適切な水準にまで引き上げるものとする。

- (3) 上記の基礎年金の国庫負担等の財源を確保するための税制上の措置については、与党税制協議会の決定（平成15年12月17日）による。

2. 給付水準

保険料水準固定方式の導入により調整される将来の給付水準（厚生年金受給モデル世帯）については、少なくとも現役世代の平均的収入の50%以上を確保する。その旨を法律上明記する。

3. 保険料水準

以上を踏まえ、厚生年金の保険料の当面の上限を18.35%（本人9.175%）とする。さらに、来年の年金改正法案提出までに、70歳以上で給与を受けている者への在職老齢年金制度の適用などについて検討し、その上限を一層抑制すべく最大限努力する。

なお、厚生年金の保険料は、平成16年10月から毎年0.354%（本人0.177%）ずつ引き上げる。

三位一体の改革について

平成15年12月19日
三位一体の改革に関する
政府・与党協議会

三位一体の改革については、平成16年度においては以下のとおり進める。

- (1) 国庫補助負担金の改革について
- (2) 税源移譲について
- (3) 地方交付税の改革について

(1) 国庫補助負担金の改革について

平成16年度国庫補助負担金の改革について

平成15年12月12日

政府・与党

1. 平成16年度予算において、地方向け国庫補助負担金について1兆円の廃止・縮減等の改革を行う（別紙1）。なお、義務教育費国庫負担金の退職手当・児童手当に係る取扱いについては、暫定的な措置とする。
2. 平成16年度税制改正において、4,249億円（平年度ベース）の地方への税源移譲を行う（別紙2）。
3. 義務教育費国庫負担金の退職手当・児童手当に係る所要額については、平成16年度予算において10分の10全額（2,300億円程度）を地方団体への特例的な交付金として交付する（別紙2）。
4. 以上の詳細については、今後の予算編成及び税制改正を通じて調整する。

平成 16 年度における国庫補助負担金改革

I. 「基本方針 2003」等に基づく廃止・縮減等の改革

1. 「基本方針 2003」の改革工程による重点項目の改革
2. 奨励的補助金の 5%削減など概算要求基準による削減目標

II. 「1 兆円」を目指した更なる取り組み

	取り組み状況	概 要
内閣本府	60 億円程度	交通事故相談所交付金、地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金 等
総務省	20 億円程度	消防防災設備整備費補助金、公営地下高速鉄道事業助成金 等
文部科学省	190 億円程度	教員研修事業費等補助金（初任者研修）、地域・家庭教育力活性化推進費補助金（学習拠点施設情報化等推進事業） 等 ※ 義務教育費国庫負担金に係る退職手当・児童手当（約 2,300 億円）の見直しは、上記 I に含まれる。
厚生労働省	2,150 億円程度	児童保護費等負担金（公立保育所運営費）、市町村事務取扱交付金（児童手当）、水道施設整備費補助 等
農林水産省	440 億円程度	農業集落排水事業費補助、農道整備事業費補助、水産物供給基盤整備事業費補助、中山間地域等直接支払交付金 等
経済産業省	90 億円程度	地域再生産業集積対策事業費補助金、新事業施設整備費補助金 等
国土交通省	2,210 億円程度	河川改修費補助、地方道改修費補助、下水道事業費補助、公営住宅建設費等補助、港湾改修費補助 等 ※ 公共事業関係補助金の見直し（約 1,040 億円）が上記 I に含まれるほか、別途、まちづくり交付金（約 1,300 億円）を創設。
環境省	90 億円程度	廃棄物処理施設整備費補助、地域環境総合計画策定事業費補助金 等

(別紙2)

平成16年度における地方への税源移譲額等

1. 地方への税源移譲額(平年度ベース) 4,249億円(1)

(1) 平成15年度の補助金改革において、地方に事業が残るとされたものに
係る財源補てん措置のうち、国負担とされたものの額

2,051億円

(2) 平成16年度の補助金改革において、地方に事業が残るとされたもの
について、事務・事業の効率化を図った上での所要額

2,198億円

2. 地方への暫定的財源措置(つなぎ措置) ⇒ 将来の税源移譲対象

義務教育費国庫負担金(退職手当・児童手当) 2,309億円(2)

合計(1)+(2)	6,558億円
-----------	---------

文部科学省関係

- 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。
- 退職手当等については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から、税源移譲予定交付金を設け税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保し、地方の財政運営に支障が生じないよう暫定的に財源措置を講じる。なお、税源移譲の時期は国庫負担金全額の一般財源化の検討等も踏まえつつ判断する。
※ 税源移譲予定交付金は、人口等で地方団体に配分する。
- 学校事務職員分に係る取り扱いについては、上記の国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う中で結論を得る。

厚生労働省関係

- 公立保育所に係る児童保護費等負担金を一般財源化する。

※ 公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ一般財源化を図るものであり、民間保育所に關する国の負担については、今後とも引き続き国が責任を持って行うものとする。
- 生活保護費負担金の見直しについては、自治体の自主性、独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する。

(2) 税源移譲について

税源移譲については、平成16年度税制改正大綱（平成15年12月17日 自由民主党・公明党）に基づき、次のとおり実施する。

(1) 平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、それまでの間の暫定措置として、平成16年度において、所得税の一部を用途を限定しない一般財源として地方へ譲与する所得譲与税を創設する。

(2) 所得譲与税による平成16年度の税源移譲額は4,249億円とし、人口を基準として都道府県及び市町村（特別区を含む。）へ譲与する。

(3) 地方交付税の改革について

1 交付税総額の抑制

次のような地方歳出の抑制を行い、地方交付税の総額を 1 6 .

9 兆円（対前年度△ 1 . 2 兆円、△ 6 . 5 %）に抑制する。

- ① 投資的経費（単独）の大幅縮減
- ② 地方公務員数を、地方警察官の増員を織り込んだ上で、1 万人純減。

（※）一般会計からの繰入も 1 5 . 4 兆円（対前年度比△ 1 . 0 兆円、△ 6 . 1 %）に抑制

2 算定の改革

交付税の算定について、引き続き簡素化・中立化を進めるとともに、効率的な行財政運営を促すよう見直していくこと。

税制改革の経緯

14. 6. 14 あるべき税制の構築に向けた基本方針(基本方針)

14. 11. 19 平成15年度における税制改革についての答申
—あるべき税制の構築に向けて—

14. 12. 13 平成15年度税制改正大綱（与党大綱）

〈平成15年度税制改正〉

15. 6. 17 少子・高齢社会における税制のあり方(中期答申)

15. 10. 6 総理大臣からの諮問

15. 11. 27 平成16年度の税制改正に関する中間報告

15. 12. 15 平成16年度の税制改正に関する答申

15. 12. 17 平成16年度税制改正大綱（与党大綱）

〈平成16年度税制改正〉

あるべき税制の具体化の方向
— 税制調査会答申の指摘（抄） —

○ 基本的考え方

- ・ 持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築にあたっては、以下の視点を踏まえる必要。【基本方針、中期答申、16年度答申】
 - 個人や企業の自由な選択を妨げず、経済活動に中立で歪みのない税制を基本としつつ、構造改革を促進し、経済社会の活性化を図るため必要な対応を行うことが重要。
 - 税負担の歪みや不公平感を生じさせている税制上の諸措置の適正化を図る必要。少子・高齢社会に対応し、世代間、世代内の税負担の公平の確保が重要。
 - 納税者にとって分かりやすい簡素な税制を構築する必要。
 - 国民の将来不安を払拭するためには、持続可能な社会保障制度を構築するとともに、税制面では、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系に配意しつつ、安定的な歳入構造を構築することが重要。
 - 地方分権の推進と地方税の充実確保を図ることが重要。
- ・ 急速に少子・高齢化、グローバル化が進展する中、将来の少子・高齢社会を支える税制の構築に当たっては、個人所得課税の基幹税としての機能を回復すること及び消費税の役割を高めていくことが基本。【中期答申、16年度答申】
- ・ 負担増を伴う税制改革に国民の理解を得るには、国・地方を通じた徹底した行財政改革による公的部門の効率化とともに、税制上の歪みや不公平の是正といった観点が必要。【中期答申】
- ・ 個人所得課税の諸控除や税率構造のあり方、消費税率が欧州諸国並みの二桁に引き上げられた場合の軽減税率の採用の是非や仕入税額控除制度のあり方といった諸課題について、国民に選択肢を示しつつ、具体的に検討を進めていくべき。【16年度答申】
- ・ 将来にわたり国民の信頼に応えられる年金制度を構築するためには、制度設計の前提となる経済社会の構造変化を的確に見通し、現役世代の活力を損なわない負担水準を念頭に、給付水準を聖域なく見直すことが不可欠。あるべき年金制度の将来像を見据え、給付と負担の一体的改革を実現すべく、国民的議論を尽くさなければならない。基礎年金の国庫負担割合を引き上げる場合には、安定した財源の確保が前提とされるべき。【16年度答申】
- ・ あるべき税制に向けての抜本的改革は、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方のいわゆる三位一体の改革と整合性をとって行う必要があり、2010年代初頭のプライマリーバランス黒字化に取り組む上でも避けて通れない課題。税制、社会保障、行財政のあるべき全体像を整合的に示し、公平で活力ある経済社会

の構築を目指していかなければならない。【16 年度答申】

- ・ わが国の構造改革の重要な柱として、地方分権を推進し、自立した国・地方関係を確立し、活力と個性のある地域社会を実現していくことが必要。このためには、地方税の現状を望ましい姿に改革することを目指し、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとの観点から、地方税の充実確保を図ることが重要。【基本方針、中期答申、16 年度答申】

○ 個人所得課税

- ・ 空洞化の状況を是正し、基幹税としての機能（財源調達機能、所得再分配機能）を回復する必要。【基本方針、中期答申、16 年度答申】
- ・ 経済社会の構造変化に対応して、税負担の歪みや不公平を是正し、広く公平に負担を分かち合える税制を構築。課税ベースを拡大するとともに、個々人の諸事情への配慮は、基礎控除や扶養控除といった人的控除にまとめる方向。【基本方針、中期答申、16 年度答申】
 - ― 年金課税等の見直し
(控除、非課税給付について課税ベースの拡大の観点から見直し。)
 - ― 給与課税の見直し
(勤務に伴う経費の概算控除として明確化。特定支出控除の範囲を検討し、給与所得者にも確定申告の機会を増加させる。)
 - ― 退職課税の見直し
(多様な就労選択に対し中立的な制度とする必要。給与、退職一時金、年金の間で課税の中立性を確保。)
 - ― 人的控除の基本構造の見直し
(家族の就労に対して中立的な仕組みとすることが重要。世帯構成の多様化を踏まえ、個人を中心とした考えを重視。扶養控除については、児童等への集中、税額控除化も検討課題。)
- ・ 大多数の納税者が低い税率の適用のみで済んでいるという主要国の中でも特異な税率構造を是正せねばならない。【基本方針、中期答申、16 年度答申】
- ・ 定率減税については、経済情勢を見極めつつ、廃止していく必要。【基本方針、中期答申】
- ・ 個人住民税は税体系の中で応益性や自主性の要請に最も合致しており、今後、所得割のフラット化、均等割の充実といった改革を進めていくことが重要。一方、所得再分配機能は主として国の所得税が担うべき。所得税・個人住民税についてそれぞれの性格に応じた個人所得課税体系における位置付けの明確化を図る必要。【16 年度答申】

○ 消費税

- ・ 世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮、安定的な歳入構造の確保のため極めて重要な税。【基本方針、中期答申】
- ・ 社会保障支出の増大や財政構造改革を展望し、今後、二桁に税率を引き上げ、役割を高めていく必要。これが今後の税体系全体の見直しの基本。【基本方針、中期答申】
- ・ 税率引上げ時の検討課題【中期答申】
 - ― 軽減税率の採用の是非
 - ― 複数税率が採用される場合には、インボイス方式の採用
 - ― 社会保障支出や社会保障負担との関係の明確な説明
 - ― 福祉・教育等の幅広い行政需要を賄う税として地方消費税の充実確保

○ 法人課税

- ・ 国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制とすることを基本としつつ、今後とも構造改革を促進し、経済社会の活性化を図るために必要な対応を行っていくべき。【基本方針、中期答申】
- ・ 税率引下げは、経済状況、税負担水準や税体系全体のあり方との関連、先進国との税率のバランスを踏まえ、今後検討すべき課題。【基本方針、中期答申】

○ 相続税・贈与税

- ・ 経済のストック化の進展、社会保障の充実による老後扶養の社会化、高齢化の進展に伴う相続による次世代への資産移転の時期の大幅な遅れなど、経済社会の構造変化への対応の必要性。【基本方針、中期答申】
- ・ これまでの個人所得課税の累進緩和や将来の消費税率の引上げを考慮すると、資産移転段階での再配分という相続税固有の機能は一層重要。【中期答申】
- ・ 以上を踏まえ、相続税については、負担の適正化の観点から、課税ベースの拡大等に取り組む必要。【基本方針、中期答申】

○ 金融・証券税制

- ・ 金融資産性所得に対する課税の一体化に向けた検討。【基本方針、中期答申】
- ・ 納税者番号制度について納税者の利便性向上の観点等から具体的な検討。【基本方針、中期答申】

○ 国際課税

- ・ 新しい日米租税条約をモデルとして、他国との条約を見直していくべき。【16年度答申】

○ 地方分権と税制

- ・ 国と地方の役割分担を見直し、国庫補助負担金の整理・合理化や地方交付税の財源保障機能のあり方を検討し、税源移譲を含め国と地方の税源配分のあり方について根本的に見直すべき。【基本方針、中期答申】
- ・ 税源移譲を含む税源配分の見直しについては、平成 18 年度までの間に補助金削減とともに、基幹税の充実を基本に税源移譲する必要。【16 年度答申】
- ・ 今後、所得税・個人住民税のそれぞれの性格に応じた個人所得課税体系における位置付けを明確化する方向で改革を進め、所得税から個人住民税への税源移譲を行うことを基本とすべき。【16 年度答申】
- ・ 消費税・地方消費税については、少子・高齢化の進展に対応し、ともに充実を目指すことが課題。【16 年度答申】

平成15年10月 6 日

税制調査会会長 殿

内閣総理大臣 小 泉 純一郎

諮 問

貴会に下記の事項を諮問します。

記

「あるべき税制の構築に向けた基本方針」及び「少子・高齢社会における税制のあり方」に示された基本的考え方を踏まえ、少子・高齢化やグローバル化等の大きな構造変化に直面しているわが国社会の現状及び将来を見据えつつ、社会共通の費用を広く公平に分かち合うとともに、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の具体化に向けた審議を求める。